二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 26 年７月 31 日

金融庁長官　細溝　清史

所在地の変更のあった者

⑴　名称　パレスフロント有限会社
変更後の所在地　東京都港区元赤坂一丁目１番８号　株式会社赤坂国際会計内

⑵　名称　リムリック特定目的会社
変更後の所在地　東京都港区元赤坂一丁目１番８号　株式会社赤坂国際会計内

⑶　名称　株式会社ウェルデンコート
変更後の所在地　東京都港区元赤坂一丁目１番８号　株式会社赤坂国際会計内

⑷　名称　株式会社ＴＭキャピタル１
変更後の所在地　東京都港区元赤坂一丁目１番８号　株式会社赤坂国際会計内

⑸　名称　株式会社ＴＭキャピタル２
変更後の所在地　東京都港区元赤坂一丁目１番８号　株式会社赤坂国際会計内

⑹　名称　エルアイエム・アジア・スペシャル・シチュエーションズ・マスター・ファンド・リミテッド
変更後の所在地　英領バージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、私書箱4041、メイン・ストリート171

⑺　名称　エルアイエム・アジア・マルチ・ストラテジー・ファンド・インク
変更後の所在地　英領バージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、私書箱4041、メイン・ストリート171

⑻　名称　エルアイエム・ジャパン・ファンド
変更後の所在地　英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190

⑼　名称　ＥＡＡ　Ｊａｐａｎ株式会社
変更後の所在地　東京都港区六本木一丁目４番５号アークヒルズサウスタワー３階

⑽　名称　ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシー
変更後の所在地　フランス共和国　パリ市75019、マクドナルド・ブールバール160―162

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 26 年７月 31 日

金融庁長官　細溝　清史

1　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等
スパークス・ジャパン・レジデンシャル・ファンド・ワン・エルピーの業務執行組合員等である
名称　スパークス・リアル・エステート・インベストメント・リミテッド
住所　ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、エルギン・アベニュー190、インタートラスト・トラスティーズ・リミテッド気付

2　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　Ｍｉｓｔｌｅｔｏｅ株式会社
住所　東京都千代田区神田淡路町一丁目一番地

⑵　名称　永和不動産株式会社
住所　東京都千代田区有楽町一丁目５番１号

⑶　名称　株式会社クラン
住所　札幌市中央区南一条西六丁目札幌北辰ビル

⑷　名称　ケーエフエス・ベンチャーキャピタル・インク
住所　郵便番号19904―2778　米国デラウェア州ドーバー、ウォーカーロード874　スイートＣ

⑸　名称　ドヴテイル　リミテッド
住所　英国西インド諸島、アンギラ、バリー、バブローズ　コマーシャル　コンプレックス、ピーオーボックス1341

⑹　名称　ピーエフシー　インターナショナル　カンパニー　リミテッド
住所　ザ・セントリアム　11階、60ウィンダムストリート、セントラル、香港

⑺　名称　プライムサン・アセッツ・（ホンコン）・リミテッド
住所　中華人民共和国香港特別行政区、コーズウェイベイ、レイトン・ロード77、レイトン・センター11階、1120及び1122号室

⑻　名称　ロイヤル・バンク・オブ・カナダ
住所　Ｈ３Ｃ　３Ａ９　カナダ　ケベック州モントリオール　プレイス・ヴィル・マリー１

3　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成26年８月１日から平成28年７月31日まで

国営大利根用水土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営大利根用水土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年７月 31 日

農林水産大臣　林　　芳正

1　縦覧に供すべき書類の名称
国営大利根用水土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

2　縦覧期間
平成26年８月１日から平成26年８月28日まで

3　縦覧場所
千葉県旭市、匝瑳市、香取郡東庄町及び山武郡横芝光町各事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第９００号
東京都港区新橋５丁目22番10号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍岡山県浅口市寄島町5394番地、最後の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1555番地の６107号、死亡の場所神戸市西区、死亡年月日平成25年４月21日ころから30日ころまでの間、出生の場所岡山県浅口郡寄島町、出生年月日昭和46年７月５日、職業新聞販売店勤務
被相続人　亡　中濵　　淳
事務所神戸市中央区栄町通４丁目１番12号　日新ビル701号　みなと元町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　達也
神戸家庭裁判所

平成２６年（家）第５３２号
奈良市針ヶ別所町1602番地
申立人　北村政之祐
本籍奈良県奈良市荻町1110番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所奈良県磯城郡田原本町、死亡年月日平成21年５月６日、出生の場所奈良県山辺郡針ヶ別所村、出生年月日昭和20年３月12日、職業無職
被相続人　亡　森　　敏則
事務所奈良県奈良市高天町45番地アート福住ビル５階
相続財産管理人　弁護士　髙林　　昇
奈良家庭裁判所

平成２６年（家）第１０９５号
島根県松江市殿町105番地
申立人　島根県信用保証協会
本籍島根県松江市西持田町848番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所島根県松江市、死亡年月日平成23年12月19日、出生の場所島根県松江市、出生年月日昭和21年10月17日、職業会社役員
被相続人　亡　井上　　貴
島根県松江市乃木福富町268番地12
相続財産管理人　三上　眞爾
松江家庭裁判所